

⑤ 家庭から出た使用済み食用油（植物油）を回収しています

市ではみなさんの家庭でいらなくなったてんぷら油など、廃食用油（植物油）の回収を行っています。回収した廃食用油は、専門の業者によりバイオマス燃料へと加工され、様々な施設で活用されています。

回収場所 環境保全課 笠間支所地域課 岩間支所地域課

回収できる油		回収できない油	
サラダ油	植物油	鉱物油（エンジンオイル等）	鉱物油
菜種油（キャノーラ油）		牛油	動物油
コーン油		豚油（ラード）	
紅花油（サフラワー油）		魚油	
ヒマワリ油		ヤシ油	植物油
綿実油		パーム油	
ゴマ油		ショートニング	

【廃食用油の出し方の注意】

- ・回収容器（ペットボトル）は事前に内部を洗浄し、よく乾かしてください。漏れないようにキャップを閉めてお持ちください。
- ・油かす等は、できる限り取り除いてください。
- ・回収できる油以外の油は混ぜないでください。
- ・回収容器は返却しませんので、ご注意ください。
- ・期限切れ等で未開封の食用油は、そのままの容器でお持ちください。
- ・回収対象は一般家庭からの廃食用油のみです。事業所（食堂含む）は専門業者にご相談ください。
- ・回収できない油はお預かりしません。
- ・廃食用油を凝固剤などで固めたものはお預かりできません。

※笠間市地域ポイント制度（かほかKapoCa）が終了のためポイントの付与期間は、3月末までとなります。

問 環境保全課（内線 126） 笠間支所地域課（内線 72115） 岩間支所地域課（内線 73115）

⑥ 茨城県警察官を募集します

笠間警察署、県内各警察署、交番、駐在所で試験案内を配布しています。詳しくは、笠間警察署または採用フリーダイヤルでお問い合わせください。

受験資格

○警察官 A

昭和62年4月2日以降に生まれ、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した方、もしくは令和3年3月31日までに卒業見込みの方または人事委員会がこれと同等と認める方。

○警察官 B

昭和62年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、警察官 A の受験資格（学歴区分）に該当しない方。

第一次試験日 5月10日（日）

申込方法 ホームページよりお申し込みください。

申込期限 4月10日（金）午後5時まで

問 笠間警察署警務課 TEL 0296-73-0110 採用フリーダイヤル TEL 0120-314-058

申 HP <http://www.pref.ibaraki.jp>（「茨城県警察採用案内」で検索）